熊本県福祉サービス第三者評価基準

【児童心理治療施設版】

・評価項目

　　　　　　　　・判断基準

　　　　　　　　・評価の着眼点

・評価基準の考え方と評価の留意点

令和4年（2022年）8月18日改定（令和4年（2022年）10月1日施行）

目　次　【　児童心理治療施設版　】

**＜共通評価基準＞**

Ⅰ　養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-１　理念・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

Ⅰ-２　経営状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

Ⅰ-３　事業計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅰ-４　治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組・・・１８

Ⅱ　施設の運営管理

Ⅱ-１　施設長の責任とリーダーシップ・・・・・・・・・・・２３

Ⅱ-２　福祉人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・３１

Ⅱ-３　運営の透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・４７

Ⅱ-４　地域との交流、地域貢献・・・・・・・・・・・・・・５２

Ⅲ　適切な治療・支援の実施

Ⅲ-１　子ども本位の治療・支援・・・・・・・・・・・・・・６４

Ⅲ-２　治療・支援の質の確保・・・・・・・・・・・・・・・９０

**＜内容評価基準＞**

Ａ－１　子どもの最善の利益に向けた治療・支援

（１）　子どもの尊重と最善の利益の考慮・・・・・・・・・・１０３

（２）　子どもの意向への配慮や主体性の育成・・・・・・・・１１２

（３）　子どもの権利擁護・支援・・・・・・・・・・・・・・１１７

（４）　被措置児童虐待の防止等・・・・・・・・・・・・・・１２３

Ａ－２　生活・健康・学習支援

　（１）　食生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５

　（２）　衣生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

　（３）　住生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

　（４）　健康と安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

　（５）　性に関する支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８

　（６）　学習支援、進路支援等・・・・・・・・・・・・・・・１４０

Ａ－３　通所支援

　（１）　通所による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３

Ａ－４　支援の継続性とアフターケア

　（１）　親子関係の再構築支援等・・・・・・・・・・・・・・１４５

# **Ⅰ　治療・支援の基本方針と組織**

# Ⅰ－１　理念・基本方針

# Ⅰ－１－（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。

# 1　Ⅰ－１－（１）－①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。ｂ）法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。ｃ）法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 |

評価の着眼点

□理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。

□理念は、法人、施設が実施する治療・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。

□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。

□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。

□理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく治療・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。

○法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

○治療・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、治療・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。

○理念は、法人、施設における施設経営や治療・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、治療・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。

○基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。

○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、治療・支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、治療・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。

○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。

○理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。

○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

○理念や基本方針は、施設の治療・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

（社会的養護共通）

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【子どもや保護者等への周知】

○理念や基本方針は、施設の治療・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、治療・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

（３）評価の留意点

○複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障がいのある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。

○理念、基本方針が明文化されていない場合は「ｃ」評価とします。

○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに治療・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「ｃ」評価とします。

（5種別共通）

○児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。

○「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号　平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。

○法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

≪注≫

＊本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

＊本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

# Ⅰ－２　経営状況の把握

# Ⅰ－２－（１）　経営環境の変化等に適切に対応している。

# 2　Ⅰ－２－（１）－①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。ｂ）施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。ｃ）施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。 |

評価の着眼点

□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。

□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。

□子どもの数・子ども像等、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。

□定期的に治療・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な治療・支援に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。治療・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

（社会的養護共通）

○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「４ Ⅰ－３－（１）－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

# 3　Ⅰ－２－（１）－②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。ｂ）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。ｃ）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。 |

評価の着眼点

□経営環境や治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。

□経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。

□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。

□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○２ Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。

○経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。

○経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

（３）評価の留意点

○経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。

○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（２ Ⅰ－２－（１）－①が「ｃ」評価の場合）は、「ｃ」評価とします。

○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、４ Ⅰ－３－（１）－①で評価します。

# Ⅰ－３　事業計画の策定

# Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

# 4　Ⅰ－３－（１）－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。ｂ）経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しておらず、十分ではない。ｃ）経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 |

評価の着眼点

□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。

□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

（２）趣旨・解説

○「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは３～５年を指すものとしています。

○中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

（社会的養護共通）

○施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

（社会的養護共通）

○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

（児童心理治療施設）

○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた心理治療的ケア体制の充実、児童養護施設や里親等のもとで暮らす子どもへの支援、外来相談機能の充実などの地域の子育て支援等が考えられます。

【中・長期の事業計画】

○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。治療・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

○中・長期計画については、以下を期待しています。

ⅰ）理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。

ⅱ）明確にした目標（ビジョン）に対して、治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。

ⅲ）明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。

ⅳ）計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

○中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。

○収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

（３）評価の留意点

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－２　経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

（児童心理治療施設）

○公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

# 5　Ⅰ－３－（１）－②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。ｂ）単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。ｃ）単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。 |

評価の着眼点

□単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。

□単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。

□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

（２）趣旨・解説

○単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、治療・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

（３）評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。

○中・長期計画が策定されていない場合（４ Ⅰ－３－（１）－①が「ｃ評価」の場合）は、「ｃ」評価とします。

# Ⅰ－３－（２）　事業計画が適切に策定されている。

# 6　Ⅰ－３－（２）－①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。ｂ）事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。ｃ）事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。 |

評価の着眼点

□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。

□計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。

□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。

□事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。

○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

（社会的養護共通）

○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

（３）評価の留意点

○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「ｃ」評価とします。

# 7　Ⅰ－３－（２）－②　事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。ｂ）事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。ｃ）事業計画を子どもや保護者等に周知していない。 |

評価の着眼点

□事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。

□事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。

□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。

□事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

（5種別共通）

○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

（児童心理治療施設）

○事業計画の主な内容とは、治療・支援（提供される生活や教育、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等）、施設・設備を含む居住環境の整備（施設の改修や備品購入の予定等）等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

○子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

（児童心理治療施設）

○たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。

○子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

（児童心理治療施設）

○被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。

（児童心理治療施設）

○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。

○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「ｃ」評価とします。

# Ⅰ－４　治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

# Ⅰ－４－（１）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

# 8　Ⅰ－４－（１）－①　治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。ｂ）治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。ｃ）治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。 |

評価の着眼点

□組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組を実施している。

□治療・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。

□定められた評価基準にもとづいて、年に１回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。

□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、治療・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○治療・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

○治療・支援の質の向上は、Ｐ（Plan・計画策定）→Ｄ（Do・実行）→Ｃ（Check・評価）→Ａ（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、治療・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。

○施設においては、計画策定（Ｐ）→実行（Ｄ）にとどまり、評価（Ｃ）が十分になされていないことが課題とされています。治療・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。

○自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。

○治療・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。

○治療・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。

○本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に治療・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

（３）評価の留意点

○日常的な治療・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。

○例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な治療・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

（児童心理治療施設）

○児童心理治療施設の治療・支援は、子どもや親との治療的なかかわりの中で、アセスメントが改定され治療的介入を修正するというプロセスが大切です。

○企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。

○明確な形で各段階を評価することは難しいことが多く、日ごろの治療・支援に関する検討の取組やしくみを確認して総合的に評価します。

# 9　Ⅰ－４－（１）－②　評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。ｂ）評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。ｃ）評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。 |

評価の着眼点

□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。

□職員間で課題の共有化が図られている。

□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。

□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。

□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

（２）趣旨・解説

○自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。

○改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

（３）評価の留意点

○改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。

○中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

# **Ⅱ　施設の運営管理**

# Ⅱ－１　施設長の責任とリーダーシップ

# Ⅱ－１－（１）　施設長の責任が明確にされている。

# 10　Ⅱ－１－（１）－①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。ｂ）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。 |

評価の着眼点

□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。

□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。

□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。

□平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い治療・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。

○施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い治療・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。

○施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。

○法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

（３）評価の留意点

○施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

# 11　Ⅱ－１－（１）－②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。ｂ）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。ｃ）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。 |

評価の着眼点

□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。

□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。

□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。

□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

（２）趣旨・解説

○施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。

○施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。

○また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。

○施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

（３）評価の留意点

○施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。

○施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

# Ⅱ－１－（２）　施設長のリーダーシップが発揮されている。

# 12　Ⅱ－１－（２）－①　治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、治療・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。ｂ）施設長は、治療・支援の質の向上に意欲をもち､施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。ｃ）施設長は、治療・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。 |

評価の着眼点

□施設長は、治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

□施設長は、治療・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

□施設長は、治療・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

□施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

□施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

（社会的養護共通）

□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設長が治療・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

（２）趣旨・解説

○施設における治療・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。

○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な治療・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。

○施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における治療・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

（5種別共通）

○社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

（３）評価の留意点

○施設長が治療・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

（社会的養護共通）

○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

# 13　Ⅱ－１－（２）－②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。ｂ）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。ｃ）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。 |

評価の着眼点

□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。

□施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。

□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。

□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い治療・支援の実現を図る必要があります。

○理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。

○経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な治療・支援の実施には不可欠となります。

○施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

（３）評価の留意点

○施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

# Ⅱ－2　福祉人材の確保・育成

# Ⅱ－2－（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

# 14　Ⅱ－２－（１）－①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。ｂ）施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。ｃ）施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。 |

評価の着眼点

□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。

□治療・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。

□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。

□施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（社会的養護共通）

□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

（２）趣旨・解説

○理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い治療・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。

○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障がい者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。

○また、社会福祉士、心理職等の治療・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

（社会的養護共通）

○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

（児童心理治療施設）

○そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

（３）評価の留意点

○本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。

○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

（児童心理治療施設）

○基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職員等の機能を活かしているか確認します。

（児童心理治療施設）

○児童心理治療施設においては、心理士が家族支援の担当を担っていることが多く、家庭支援専門相談員は家族支援のバックアップやスーパーバイズなど、施設により担う役割は異なっています。

# 15　Ⅱ－２－（１）－②　総合的な人事管理が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）総合的な人事管理を実施している。ｂ）総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。ｃ）総合的な人事管理を実施していない。 |

評価の着眼点

□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。

□人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。

□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。

□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。

□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化

・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用

・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）

・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等

・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備

・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 Ⅱ－２－（３）－①、教育・研修制度については18 Ⅱ－２－（３）－②、19 Ⅱ－２－（３）－③で評価します。

# Ⅱ－２－（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。

# 16　Ⅱ－２－（２）－①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。ｂ）職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。ｃ）職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。 |

評価の着眼点

□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。

□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。

□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。

□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。

□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。

□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。

□改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。

□福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

（２）趣旨・解説

○治療・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。

○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

（社会的養護共通）

○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

○福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

（３）評価の留意点

○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

（社会的養護共通）

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

# Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

# 17　Ⅱ－２－（３）－①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。ｂ）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。ｃ）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 |

評価の着眼点

□施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。

□個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。

□職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。

□職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。

○職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、治療・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

（社会的養護共通）

○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

○目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、治療・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

○設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。

○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。

○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。

○中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

（３）評価の留意点

○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。

○評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

# 18　Ⅱ－２－（３）－②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。ｂ）施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。ｃ）施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。 |

評価の着眼点

□施設が目指す治療・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。

□現在実施している治療・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。

□策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。

□定期的に計画の評価と見直しを行っている。

□定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。

○治療・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。

○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。

○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。

○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。

（３）評価の留意点

○施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。

○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、治療・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。

○施設による治療・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。

○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

# 19　Ⅱ－２－（３）－③　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。ｂ）職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。ｃ）職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。 |

評価の着眼点

□個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。

□新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なＯＪＴが適切に行われている。

□階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。

□外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。

□職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

（社会的養護共通）

□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の治療・支援技術の向上等に取り組んでいる状況を評価します。

（２）趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なＯＪＴが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが必要です。

○治療・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

○施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

（社会的養護共通）

○スーパービジョンの体制として、

　　・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる

　　・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる

　　・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する

　　・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる

といった取組が考えられます。

（３）評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

（社会的養護共通）

○階層別研修では、教育･研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育･研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

（児童心理治療施設）

○児童心理治療施設では、外部の専門家に個々の職員が指導を受けたり、カンファレンスにおいて助言を受けることが多くあります。その場合もスーパービジョンという言葉を使いますが、ここでいうスーパービジョンは、施設内のことをさします。

# Ⅱ－２－（４）　実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

# 20　Ⅱ－２－（４）－①　実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。ｂ）実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。ｃ）実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。 |

評価の着眼点

□実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。

□実習生等の治療・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。

□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。

□指導者に対する研修を実施している。

□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、治療・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の治療・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

（３）評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

# Ⅱ－３　運営の透明性の確保

# Ⅱ－３－（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。

# 21　Ⅱ－３－（１）－①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。ｂ）施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。ｃ）施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。 |

評価の着眼点

□ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、治療・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。

□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。

□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。

□法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。

□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設においては、治療・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。

○社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。

○施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による治療・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。

○治療・支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの治療・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。

○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ－４－（３）「地域の福祉向上のための取組を行っている。」（26 27）で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

# 22　Ⅱ－３－（１）－②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。ｂ）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。ｃ）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。 |

評価の着眼点

□施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。

□施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。

□施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。

□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○治療・支援に関わる施設においては、質の高い治療・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、治療・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○施設（法人）の経営・運営は、治療・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなどで定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。

○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。

○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

（３）評価の留意点

○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。

○また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

○小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。

○評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

# Ⅱ－４　地域との交流、地域貢献

# Ⅱ－４－（１）　地域との関係が適切に確保されている。

# 23　Ⅱ－４－（１）－①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。ｂ）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。ｃ）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 |

評価の着眼点

□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。

□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。

□施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。

□子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。

○施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。

○子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

（社会的養護共通）

○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）

（３）評価の留意点

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

（児童心理治療施設）

○児童心理治療施設には、報道された事件の関係者や、住民票を移さず居所を隠しているなど、入所していることを知られないようにする必要がある子どもが多くいます。

（児童心理治療施設）

○また、不特定多数の見知らぬ人とのかかわりで心理的に混乱してしまう子どもも多くいます。

（児童心理治療施設）

○そのため、地域とのかかわりを治療的観点からあえて行っていない施設も多くあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

# 24　Ⅱ－４－（１）－②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。ｂ）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。ｃ）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。 |

評価の着眼点

□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。

□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。

□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。

□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

（２）趣旨・解説

○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。

○施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。

○多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合もあります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

（３）評価の留意点

○本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。

○原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

（児童心理治療施設）

○児童心理治療施設においては、慣れない人とのかかわりが子どもたちの混乱を生むこともあり、ボランティアの受け入れは慎重に行う必要があります。

○そのため、ボランティアの受け入れに関する各施設の方針を考慮したうえで評価します。

# Ⅱ－４－（２）　関係機関との連携が確保されている。

# 25　Ⅱ－４－（２）－①　施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。ｂ）子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。ｃ）子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 |

評価の着眼点

□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。

□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。

□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。

□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。

□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設として、子どもによりよい治療・支援を実施することと、退所後の治療・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもによりよい治療・支援を実施し、退所後も治療・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。

○ここで言う「必要な関係機関・団体等」とは、子どもへの治療・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。

○また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する治療・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。

○地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

（児童心理治療施設）

○児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

（児童心理治療施設）

○通所機能や短期入所機能等を活用し、心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援など、社会的養護の分野における心理的ケアのセンター的な役割として他施設等への支援が大切です。

（３）評価の留意点

○関係機関・団体等連絡方法の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

（社会的養護共通）

○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、治療・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、治療・支援の記録や聞き取りなどから確認します。

○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

# Ⅱ－４－（３）　地域の福祉向上のための取組を行っている。

# 26　Ⅱ－４－（３）－①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。ｂ）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。ｃ）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。 |

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

（社会的養護共通）

○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

○施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、治療・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

○また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

○さらに、日常的な治療・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

（３）評価の留意点

（5種別共通）

○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

○施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

# 27　Ⅱ－４－（３）－②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。ｂ）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。ｃ）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。 |

評価の着眼点

□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。

□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。

□施設（法人）が有する治療・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。

□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。

○特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。

○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。

○こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。

○また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないよう十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。

○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。

○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。

○また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

（社会的養護共通）

○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

（３）評価の留意点

○社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

○施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

○地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。

○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。

○施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 Ⅱ－3－（1）－①で評価します。

# **Ⅲ　適切な治療・支援の実施**

# Ⅲ－１　子ども本位の治療・支援

# Ⅲ－１－（１）　子どもを尊重する姿勢が明示されている。

# 28　Ⅲ－１－（１）－①　子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。ｂ）子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。ｃ）子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。 |

評価の着眼点

□理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。

□子どもを尊重した治療・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。

□子どもを尊重した治療・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映されている。

□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。

□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○治療・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものＱＯＬの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、治療・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

（３）評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

# 29　Ⅲ－１－（１）－②　子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われている。ｂ）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が十分ではない。ｃ）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。 |

評価の着眼点

□子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。

□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した治療・支援が実施されている。

□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。

□子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した治療・支援における重要事項です。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な治療・支援においては、施設の子どもや治療・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいここちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

（児童心理治療施設）

○規程・マニュアル等に基づいた治療・支援の実施と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

（３）評価の留意点

○子どものプライバシーに配慮した治療・支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。

○治療・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、治療・施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ－2－（3）－②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

# Ⅲ－１－（２）　治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

# 30　Ⅲ－１－（２）－①　子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。ｂ）子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。ｃ）子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を提供していない。 |

評価の着眼点

□理念や基本方針、治療・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。

□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。

□施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。

□見学等の希望に対応している。

□子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、治療・支援を必要とする子どもや保護者等が、治療・支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

○資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。

○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

（３）評価の留意点

○治療・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。

○治療・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「ｃ」評価とします。

# 31　Ⅲ－１－（２）－②　治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。ｂ）治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。ｃ）治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。 |

評価の着眼点

□子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う治療・支援について納得し主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。

□治療・支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。

□治療・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。

□意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、治療・支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

（２）趣旨・解説

○治療・支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、治療・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○治療・支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。

○説明にあたっては、前評価基準（30 Ⅲ－１－（２）－①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

（社会的養護共通）

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

（３）評価の留意点

○施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

（児童心理治療施設）

○説明と同意は、治療・支援においてめざすべきものですが、保護者の状況によっては難しいことがあります。実際にできているか、ということだけではなく、説明と同意に向けた過程を考慮する必要もあります。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。

○また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。

# 32　Ⅲ－１－（２）－③　治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮している。ｂ）治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。ｃ）治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮していない。 |

評価の着眼点

□治療・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。

□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、治療・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。

□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。

□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの治療・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。

○地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。

○他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。

○施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも治療・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

（社会的養護共通）

○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

（児童心理治療施設）

○治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

（３）評価の留意点

○措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない治療・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。

○必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。

○評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

# Ⅲ－１－（３）　子どもの満足の向上に努めている。

# 33　Ⅲ－１－（３）－①　子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。ｂ）子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。ｃ）子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。 |

評価の着眼点

□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。

□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。

□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。

□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。

□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子ども本位の治療・支援は、施設が一方的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。治療・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを治療・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

（社会的養護共通）

○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、治療・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

（社会的養護共通）

○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

（社会的養護共通）

○施設における満足は、治療・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において治療・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

○子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な治療・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

○治療・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応と言うことはできません。

○組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

○このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

（３）評価の留意点

○施設の事業種別や治療・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に治療・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

（5種別共通）

○保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

○具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

# Ⅲ－１－（４）　子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

# 34　Ⅲ－１－（４）－①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。ｂ）苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。ｃ）苦情解決の仕組みが確立していない。 |

評価の着眼点

□治療・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。

□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。

□苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。

□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。

□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。

□苦情相談内容にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

（２）趣旨・解説

○社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。

○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

○法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、治療・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり治療・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。

○施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて治療・支援の質の向上を図る必要があります。

（３）評価の留意点

○苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出た子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。

○また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、治療・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。

○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「ｃ」評価とします。

# 35　Ⅲ－１－（４）－②　子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。ｂ）子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。ｃ）子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。 |

評価の着眼点

□子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

□子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の治療・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。

○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。

○意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

（３）評価の留意点

○子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

（社会的養護共通）

○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

（社会的養護共通）

○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

（社会的養護共通）

○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

（社会的養護共通）

○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。

# 36　Ⅲ－１－（４）－③　子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。ｂ）子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。ｃ）子どもからの相談や意見の把握をしていない。 |

評価の着眼点

□職員は、日々の治療・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。

□意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。

□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。

□意見等にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

（２）趣旨・解説

○苦情に関わらず、治療・支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、治療・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。

○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、治療・支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。

○苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。

○意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。

○対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく治療・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

（３）評価の留意点

○意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に治療・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。

○苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。

○評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

（社会的養護共通）

○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

# Ⅲ－１－（５）　安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

# 37　Ⅲ－１－（５）－①　安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。ｂ）リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。ｃ）リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。 |

評価の着眼点

□リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。

□事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

□子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。

□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。

□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し治療・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設におけるリスクマネジメントの目的は、治療・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。

○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。

○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、治療・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。

○治療・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した治療・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。

○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には治療・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

（児童心理治療施設）

○施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

（社会的養護共通）

○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

（３）評価の留意点

○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「ｃ」評価とします。

○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ－１－（５）－②」で評価します。

（社会的養護共通）

○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

# 38　Ⅲ－１－（５）－②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。ｂ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。ｃ）感染症の予防策が講じられていない。 |

評価の着眼点

□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。

□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。

□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。

□感染症の予防策が適切に講じられている。

□感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

○感染症の予防・対応についても、治療・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、治療・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

○対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「ｃ」評価とします。

# 39　Ⅲ－１－（５）－③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。ｂ）地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。ｃ）地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。 |

評価の着眼点

□災害時の対応体制が決められている。

□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても治療・支援を継続するために「事業継続計画」（ＢＣＰ）を定め、必要な対策・訓練等を行っている。

□子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。

□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの安全を確保するためには、治療・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。

○施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに治療・支援を継続することが求められます。「事業（治療・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。

○災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（ＢＣＰ）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。

○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

（３）評価の留意点

○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（ＢＣＰ）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。

○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

○ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

# Ⅲ－２　治療・支援の質の確保

# Ⅲ－２－（１）　治療・支援の標準的な実施方法が確立している。

# 40　Ⅲ－２－（１）－①　治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）治療・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた治療・支援が実施されている。ｂ）治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた治療・支援の実施が十分ではない。ｃ）治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。 |

評価の着眼点

□標準的な実施方法が適切に文書化されている。

□標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。

□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。

□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設における治療・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて治療・支援が適切に実施されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設における治療・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。

○標準化とは、画一化とは異なり、治療・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な治療・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な治療・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

○標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による治療・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、治療・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、治療・支援全般にわたって定められていることが求められます。

○また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない治療・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

（社会的養護共通）

○治療・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

（３）評価の留意点

○標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた治療・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった治療・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。

○標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。

○評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

# 41　Ⅲ－２－（１）－②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。ｂ）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。ｃ）標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。 |

評価の着眼点

□治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。

□治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。

□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。

□検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが実施されているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする治療・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、治療・支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、治療・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

（社会的養護共通）

○見直しの時期は、少なくとも１年に１回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

# Ⅲ－２－（２）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

# 42　Ⅲ－２－（２）－①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。ｂ）子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。ｃ）子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。 |

評価の着眼点

□自立支援計画策定の責任者を設置している。

□アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。

□部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。

□自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な治療・支援の内容等が明示されている。

□自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。

□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な治療・支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な治療・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。

○自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。

○自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。

○アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような治療・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。

○治療・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。

○アセスメントについては、①治療・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。

○自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

（社会的養護共通）

○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

（社会的養護共通）

○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

（社会的養護共通）

○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。

（5種別共通）

○発達理論、障がいに関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

（社会的養護共通）

○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。

（３）評価の留意点

○子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく治療・支援がなされているか、治療・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。

○アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。

○子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。

○評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。

○子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

# 43　Ⅲ－２－（２）－②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。ｂ）自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。ｃ）自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。 |

評価の着眼点

□自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。

□自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。

□見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。

□自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。

□自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

（２）趣旨・解説

○子ども一人ひとりに対する治療・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、ＰＤＣＡのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。

○自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。

○また、治療・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。

○自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、治療・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

（社会的養護共通）

○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

（社会的養護共通）

○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

（３）評価の留意点

○自立支援計画が日常的な治療・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。

○自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

○定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。

○自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

# Ⅲ－２－（３）　治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

# 44　Ⅲ－２－（３）－①　子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。ｂ）子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。ｃ）子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。 |

評価の着眼点

□子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。

□自立支援計画にもとづく治療・支援が実施されていることを記録により確認することができる。

□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。

□施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。

□情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。

□パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子ども一人ひとりに対する治療・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。

○適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような治療・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。

○また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。

○子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、治療・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。

○共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。

○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や治療・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

（社会的養護共通）

○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

（社会的養護共通）

○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

（３）評価の留意点

○引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。

○評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

# 45　Ⅲ－２－（３）－②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。ｂ）子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。ｃ）子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。 |

評価の着眼点

□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。

□個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。

□記録管理の責任者が設置されている。

□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。

□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。

□個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の２つの観点から管理体制が整備される必要があります。

○施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。

○個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。

○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。

○一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。

○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

Ａ－１　子どもの最善の利益に向けた治療・支援

Ａ－１－（１）子どもの尊重と最善の利益の考慮

Ａ①　Ａ－１－（１）－①　一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。ｂ）一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されているが、十分ではない。ｃ）一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されていない。 |

評価の着眼点

□自立支援計画に、子どもの課題の解決に向けて福祉、心理、医療、教育の連携による総合的治療・支援方針が策定され、支援が行われている。

□職員が日々の治療・支援について振り返り、子どもの最善の利益の観点から、必要に応じて助言を受けられる環境や相互研鑽ができる体制が整っている。

□個々の子どもに心理治療担当を配置し、必要に応じて個別心理療法および集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を実施している。

□精神科的医療ケアの必要な子どもに対して必要に応じて、児童精神科医等の診療を実施している。

□重篤なケースについては、入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、児童心理治療施設の特徴である総合環境療法（日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・ 支援）を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○運営指針の総論「２．社会的養護の基本理念と原理」に照らした評価です。子どもの最善の利益を目指した治療･支援を行うために、職員一人一人が倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たねばなりません。

○受容的・支持的かかわりを基本としながらも、子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらない場合があることも踏まえ、場面に応じて毅然とした対応をとり、適切な方向に導くことが大切です。

○児童心理治療施設の役割は、治療・支援であり、自立支援計画には基本的に治療計画を含みます。児童心理治療施設における治療は総合環境療法に基づいて行われるため、心理部門だけではなく生活や学校の職員とも密接に連携して方針を策定する必要があります。

○施設の治療・支援の考え方の基本を明示することが必要です。個別心理療法などの特別なかかわりだけではなく、日常生活、学校生活等を含めて治療・支援をどのように考えるかは、施設によって異なります。施設の治療・支援の考え方によって、自立支援計画における治療方針の示し方も異なってきます。

○子どもの状態に応じた方法や頻度で治療・支援が行われることが必要です。適切な心理治療とは面接室で行われる狭義の心理面接だけでなく、生活の場での心理的な支援も含まれます。

○衝動性のコントロール不良や解離症状を示す、精神科的治療を必要とする子どもは増えています。医師が子ども集団の様子など施設の状況を十分に把握したうえで、治療することが望まれます。

（３）評価の留意点

○治療・支援の方針が、具体的に策定されているか自立支援計画から確認します。

○アセスメントや治療・支援の方針及びその変更が、すべての職員に共有されているか記録で確認します。

○子どもの尊重（最善の利益）について、職員の共通理解を確かめたり、意見交換を図る機会や場が持たれているかを、会議録や研修記録、ＳＶ（コンサルテーション）の記録等によって確認します。

○心理治療、集団治療、心理検査などが適切な方法、必要な頻度で行われているか記録や聞き取りなどで確認します。

○子ども集団の様子など施設の状況をよく理解し、職員と連携をとることができる医師が治療を行っているかを確認します。

○子どもが精神科等に入院する際の連携や退院後の連携について、確認します。

○外部の医療機関と連携しているかを聞き取りなどから確認します。

○治療・支援の方針は、子どもや保護者等に説明して同意を得るよう努力していることが重要です。

○適切な治療・支援は、面接室で行われる狭義の心理面接だけではなく、生活の場での心理的な支援も当然含まれます。施設の治療・支援の基本的な考え方によって、おのずと自立支援計画の示され方も異なってきます。

Ａ②　Ａ－１－（１）－②　子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。ｂ）子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っているが、十分ではない。ｃ）子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□子どもから相談を受けたり生活場面でのことについて、個別に話し合ったりする機会や一緒に活動する時間を確保している。

□施設生活において多種多様な生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的、総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。

□個々の子どもの発達段階や課題に応じて、日課は出来るだけ柔軟に対応している。

□つまずきや失敗の体験を大切にし、行動上の問題等があった場合も背景にある心理的課題の把握に努め、自己を向上発展させるための態度が身に付けられるよう支援している。

□問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していける力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、子どもの発達段階や課題を考慮した支援について、具体的な取組とそれらに対する職員のかかわりを評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設における生活支援は、心理治療や医療、教育と連動しながら行うことで、総合環境療法の土台をなすものです。

○施設における支援は、生活する場所が安全であることを子どもが意識できるようにすることが大前提であり、その上で子どもとの信頼関係を構築することが不可欠です。そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることになります。

○また、支援に当たっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかかわりが求められます。

○子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積むための機会を確保することが必要です。特に自分の意見が認められる体験や大切にされる体験は自己肯定感や意欲を高めます。

○つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していこうとする職員の姿勢が大切です。

（３）評価の留意点

○アセスメントに基づいた具体的な生活支援の目標を把握したうえで、個別な時間をもつなど、信頼関係を構築しようとする職員の姿勢が認められるかを聞き取りなどから確認します。

○子どもの成長を援助するような多様な体験をする機会が用意されているかを聞き取りを通して確認します。

○個々の子どもの発達段階や課題を理解したうえで、支援の方法を考えているかを記録や聞き取りなどから確認します。

○私物の管理や確認について、プライバシーの配慮、子どもの意向を尊重する内容の手続き手順を定めて行っているかを確認します。

Ａ③　Ａ－１－（１）－③　子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。ｂ）子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くような支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をする体験などを通して、経済観念や店員とのやり取りなど地域生活に必要なスキルが身につくよう支援している。

□小遣いの使途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制限を加えず、計画的な使用等金銭の自己管理ができるよう支援している。

□発達段階に応じて、電話の応対、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

□地域での生活を見据えて、発達段階に応じて一人での受診や、市役所、図書館、郵便局などの公共機関、交通機関を利用するなど、様ざまな生活技術を学ぶプログラムを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、地域で生活することを見据えて、子どもの発達段階に応じて金銭の管理や、使い方など経済観念の確立をはじめ、公共機関、交通機関を利用するなどの様ざまな生活技術の習得に向けた支援について、施設の取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設では、ネグレクトの状態で育ったために一般的な生活感覚を身につけられず、金銭の使い方なども身に付いていない子どもが多くいます。

○職員と一緒に買い物に行き、予算に合わせて良い物を選んだり、欲しいものを我慢したりすることを実際に経験して、生活感覚を身に付けることが必要です。

○医師に頼れず、自分の状態をうまく訴えられなかったり、医師の説明を理解できない子どもも多い。うまく医療に頼れるように支援することが必要です。

○ネットやSNSなどの環境になじみ、被害にあわないように支援することは、現在では必須になっています。

（３）評価の留意点

○子どもが社会化していくために、様ざまな生活技術が習得できるような種々の機会を施設が用意しているかを、書面や職員への聞き取りから確認します。

○経済観念の確立に向けては、それぞれの子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を具体的な体験をもとに習得していけるように、個別の買い物の機会を設けているか等を、書面や職員への聞き取りから確認します。

○受診に際して、自分から症状を伝えることができるようになるために、看護師などから受診の様子を確認します。

○SNSやインターネットの知識や実体験を得る取り組みが行われているかを聞き取りなどから確認します。

○子どもの発達段階や課題に応じて、リービングケアの段階で自立支援計画に生活技術の習得が盛り込まれているかを確認します。

Ａ④　Ａ－１－（１）－④　子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。ｂ）子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、対応しているが十分ではない。ｃ）子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応していない。 |

評価の着眼点

□行動上の問題がある子どもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激等の要因、人的・物的環境との因果関係を分析し治療・支援を行うとともに、自分の意思を伝えるための適切な方法を学ぶ機会を設けている。

□行動上の問題のある子どもについて、その特性等をあらかじめ職員間で情報の共有化をはかり連携して対応できるようにしている。

□子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っている。

□自傷他害の危険性が極めて高いと判断されるなど、子どもの安全確保等のために他に取るべき方法がなく、子どもの最善の利益になる場合に限り、マニュアルに基づいて行動等の制限が最小限の範囲で行われ、その記録が残されている。

□行動等を制限するケアについて、具体的な例を示して職員に周知するとともに、子どもに知らせ、子どもが納得できない場合、苦情解決制度やその他の方法を用いて改善を求めたり意見を述べることができることを知らせている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題がある場合の対応や日常的な取組について評価します。その中でも、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず子どもの行動等を制限する場合の施設における取組を、特に意識して評価します。

（２）趣旨・解説

○さまざまな背景や特性をもつ子どもたちが行動上の問題やトラブルを起こすことは、予め予測しておく必要があり、その予防的支援と共に、起こったときの対応について検討しておくことが重要です。

○行動上の問題は、子どもの入所目的や成長課題と深く関係していることが少なくないため、現象的なとらえ方だけではなく、アセスメントを基に、個別支援計画などを見直しながら、支援を検討することが必要です。

○また、子どもたちの心身が傷つかないように、早期対応や子ども集団の力動を考えて、その場から引き離すなどの物理的対応も必要です。

○子どもの行動の自由等の規制やプライバシーの制約などについては、安全確保上、他に取るべき方策がない場合で、かつ、子どもの最善の利益につながる場合のみに限って、マニュアル等に沿って適切に行われなければいけません。

（３）評価の留意点

○子どもの行動上の問題に対しては、子どもの状況や背景、問題の原因について十分な検討を行っているか、ケース検討記録などにより確認します。

○また、行動上の問題のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化しているか、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行い、自立支援計画や日常的な支援に反映しているかを確認します。

○行動上の問題に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための技術やチームでの対応方法など適切な支援技術を習得できるようにしているかを研修記録などから確認します。

○当該の子どもだけではなく、周囲の子どもの安全を図る具体的な配慮についても職員から聞き取り、評価します。

○行動等の制限がやむを得ず行われた場合には、必要であった事情・状況や、実施した内容、また、子どもの様子等が克明に記録されているかを、記録上で確認します。

○行動等の制限については、その意味や手順、手法、注意点などについて具体的に示されたマニュアルが整えられているか確認し、子どもや保護者にも十分わかるように説明されているかを書面で確認します。

Ａ－１－（２）　子どもの意向への配慮や主体性の育成

Ａ⑤　Ａ－１－（２）－①　日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。ｂ）日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。ｃ）日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□子どもが自分および自分たちの生活がより良くなるように考える機会（個人面談、子ども会など）をさまざまに用意している。

□活動、行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重し、自発的な参加となるように支援し、日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

□子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）を実施し、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。

□子どもが主体的に小集団活動、行事の企画・運営に関わることができる。

□活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもの主体性を育てるために、日常生活や活動、行事に関して子どもが考え、それが反映される仕組みがあるか、また、子どもが行事等の企画・運営などの機会を通して、主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設には、自分の思いが大切にされたと思える経験が少なく、自分の思いで生活を変えられると思っていない子どもが多くいます。「どうせ変わらない」と諦めの気持ちが強いため、将来より良く生きていきたいという思いも弱く、治療に対する動機づけや期待も弱い子どもが多くいます。

○その子の思いが大切にされる機会として、活動に参加するかどうかという選択の機会を与えることが大切です。そのような支援を通して、「私が考え、選ぶ」という主体性が育ち、その先に、他の子どもも関わる行事などの企画、生活のルールを考えるような取組が実を結びます。

○子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえ、治療や支援の改善に向けた取組を行うこと。また、子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設生活の改善に向け積極的に取り組んでいくことが求められます。

○定期的な意向調査のみならず、日常的な何気ない会話の中からでも、課題の発見や子どもの意向を汲み取るよう努めることが大切です。

○評価においては、主体性を育てるためのこのような支援の仕組みができているかを評価することになります。

（３）評価の留意点

○子ども自身が生活について考え、活動等の参加を選択する機会として、面談などを行っているかを、記録、職員の聞き取りなどで確認します。

○子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）が整備されているか、実際に子どもの意見が反映されているかを、子ども会、自治会、子どもからの要望などに関する規定や記録、聞き取り等で確認します。

○日常生活上のさまざまなルールについて、子どもの意見がどのように取り入れられているか、その仕組みと過去の具体例の聴取や、検討会議、子ども(自治)会の記録などから確認します。

○子どもの自主的活動では、自己表現力、自律性、責任感などが培われるよう、必要な支援が行われているか確認します。

Ａ⑥　Ａ－１－（２）－②　子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。ｂ）子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援していない。 |

評価の着眼点

□施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

□社会生活の規範等守るべき約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、それらを尊重した行動をとるよう支援している。

□外出や買い物など社会的ルールを習得する機会を設けている。

□普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

（２）趣旨・解説

○適切な養育を受けられず、目の前のことで精一杯の状況で育ってきた子どもは他者への配慮や社会的ルールに対する意識が希薄になりがちです。

○児童心理治療施設のルールは他の子どもたちと一緒に暮らしていくためだけではなく、その子ども自身の安全・安心感を培うためにも必要です。

○日々の生活の中で具体的に皆と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを学ぶ必要があります。

（３）評価の留意点

○施設内のルールの説明が適切にされているか、ルールに関して子どもたちの話し合いの場が設定されているか記録などで確認します。

○施設生活のルール等について定めた「生活のしおり」や「ルールブック」等が、子どもの意向を配慮して作成されているか確認します。

○ソーシャルスキルトレーニング等、子どもの発達段階や課題に応じた支援の工夫が行われているか確認します。

○外出など社会的ルールを習得する機会が十分用意されているかを確認します。

Ａ－１－（３）　子どもの権利擁護・支援

Ａ⑦　Ａ－１－（３）－①　子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。ｃ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点

□子どもの権利擁護について、施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

□子どもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた治療・支援が実施されている。

□子どもとの関わりが得られない親の対応に、適切な親権の行使として未成年後見制度などの活用を視野に入れた支援を行っている。

□権利擁護に関する取組について職員が具体的に学習や検討する機会を定期的に設けている。

□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

□子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

□子どもの保護のために、児童虐待防止法１２条の「面会等の制限等」を適切に行使している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するために施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等に即した子ども自身を権利の主体として尊重した治療・支援への取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。

○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。

○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。

○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。

○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

（３）評価の留意点

○子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。

○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。

○子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。

○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。

Ａ⑧　Ａ－１－（３）－②　子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。ｂ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□定期的に子どもの状態に応じて権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料を使用して日常生活の中で起こる出来事を通して、守られる権利について子どもたちに説明している。

□日々の生活や行事等で、子どもが助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。

□施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などの問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、起こった場合の早期対応について子どもや職員に周知している。

□施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、権利等について、子どもの能力・状態に応じて、理解しやすいように説明する機会を、折に触れて持つよう努めているか、さらに他者への権利侵害であるいじめや暴力等の防止と、発生した場合の対応策について施設で取り組んでいるかどうかを評価します。

（２）趣旨・解説

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深めていることが必要です。

○不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することは少なく、自己評価を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。

○職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが大切です。

○治療・支援を行うには、日常生活の中で安心感を持てることが前提となります。施設の生活が、暴力やいじめ等の人権侵害がない安全な環境を整えるために、大人も子どもも権利侵害をしないこと、させないことを宣言し、共有していることが重要です。

○施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別など職員が把握していない水面下で起きる場合も少なくないことから、日常的に子どもたちの力関係や支配・被支配関係が生じていないか等について注意を払い、早期発見・早期対応が必要です。

○自分の身に起こったり、見たり聞いたりしたときには、躊躇なく相談したり助けを求めることができる窓口や職員、伝えやすい仕組みなど、子どもたちが利用しやすいように工夫されている必要があります。

○特に、被虐待の子どもは、加害を加害として、被害を被害として感じることが難しくなっている場合もあるため、人権侵害や自分や相手を守ることについての意識化が重要です。

（３）評価の留意点

○子どもの権利意識を高めるための取組として、どのようなことが行われているか、職員、子ども双方から聞き取りにより確認します。

○子どもの発達段階や課題に応じて、権利等について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか、生活記録、子ども会の記録その他で確認します。

○施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識について施設全体に徹底するための取組を具体的に評価します。生活のしおりや子どもの権利ノート、ルールブックなどについて確認します。

○権利ノートの配布・説明は、どのように行われているか。また、どのような形で活用されているか。子ども双方から聞き取りにより確認します。

○子どもが躊躇なく相談でき、助けを求められる仕組みや相手について、工夫し、周知しているかを聞き取りなどにより確認します。

○問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について点検を行うとともに、起こった場合の早期対応について子どもや職員に周知しているかどうかも確認します。

○日頃から職員が、人権意識を持ち、子ども一人一人への配慮や丁寧な接し方を行い、子どもたちの模範となる行動を行っているかを聞き取りやアンケート結果などから確認します。

Ａ－１－（４）　被措置児童虐待の防止等

Ａ⑨　Ａ－１－（４）－①　子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。ｂ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。 |

評価の着眼点

□不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。

□会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。

□不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。

□不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。

□不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。

□被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設において子どもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。

○研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。

○また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。

○不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。

○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。

○なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

（３）評価の留意点

○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

Ａ－２　生活・健康・学習支援

Ａ－２－（１）　食生活

Ａ⑩　Ａ－２－（１）－①　食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。ｂ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。ｃ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。 |

評価の着眼点

□子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進し、皆と一緒の食卓で楽しく食べられることを目指して一人で食べることから始めるなど、プロセスを踏むことが保障されている。

□温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

□子どもの年齢や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。

□食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。

□陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。

□定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。

□子どもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。

□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしたり、外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

（２）趣旨・解説

○施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。

○栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりがなされているかを聞き取りなどから確認します。

○食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。

○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。

○食事の時間は、子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。

○児童心理治療施設には、食べ物に対するこだわりがある子どももあり、偏食などへの指導も心理治療的な観点から考慮する必要があります。

○また、食器洗いや配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得することに向けた支援や、施設外での食事など多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに正しい食習慣の習得することに向けた支援を行うことが大切です。

（３）評価の留意点

○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がされているか聞き取りなどから確認します。

○一覧表やファイルを作成するなど、個々の子どものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。

○子どもの発達段階や課題を把握したうえで習得するべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。

○食に関して課題のある子どもへの支援について、記録などから確認します。

○スーパーやコンビニエンスストアの食材や惣菜類を購入したり、外食などの食の体験を広げている取組も確認します。

Ａ－２－（２）衣生活

Ａ⑪　Ａ－２－（２）－①　子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。ｂ）子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援をしていない。 |

評価の着眼点

□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。

□発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、子ども自身でできるように支援している。

□発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選び、購入できる機会を設け、個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。

□毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保され、常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。

□発達段階や課題に応じて、ＴＰＯに合わせた服装や自己表現ができるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、適切な衣服が子どもに提供されているか、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための施設による支援について評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設では、こだわりが強く同じ服を着続けたり、季節に合わない服を着る子どもや洗濯などにも独特のこだわりがある子どもがいますが、その特性に配慮しながらも、ただ看過することなく、清潔さや季節・場面に相応しい衣服の着用に向けた支援がなされていることが重要です。

○清潔な衣服に着替え、季節や活動の目的にあった衣服に着替えられるように、体の状況に合わせていつでも着替えられる様に十分用意され、衣服を自分の領域に整理して保つことは、自分を大切にし、自己肯定感を醸成することにつながります。

○自分に似合う、好みにあった衣服を選んで購入し、ＴＰＯにあった服装をすることは、自己を表現し、主体的な生活や豊かな社会関係を作るための力になり、積極的な生き方にもつながることとなります。

○発達に応じた衣服の選択や管理、適切な購入の方法や予算に合わせた計画的な選び方など、自子どもの成長にとって必要な経験・学習機会でもあります。

○発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、子ども自身でできるように支援することも大切です。

（３）評価の留意点

○衣服にこだわりのある子どもについては、記録などから適切な支援がなされているかを確認します。

○成長に伴い体にあった衣服が、季節ごとに十分な枚数提供され、発達段階に応じて、衣服の着脱、汚れた物の着替えや天候や季節に合わせた衣服の選び方ができるよう支援しているかを確認します。

○画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性にあったもの、子どもの好みにあったものを購入するような配慮がされているか聞き取りなどから確認します。

○また年齢に応じて、自分自身で選び、購入できるような機会を確保しているか、聞き取りなどから確認します。

○清潔が保たれているか、ボタンやホックの欠損、ほつれや穴などへの手当ができているか、靴下が揃っているかなど、聞き取りなどから確認します。

○靴は、履き替えや機能別の物が与えられているかを確認します。

Ａ－２－（３）住生活

Ａ⑫　Ａ－２－（３）－①　居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。ｂ）居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されているが、十分ではない。ｃ）居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮していない。 |

評価の着眼点

□居室は、自分の空間であることを認識する場であるとともに、発達段階や課題に合わせた安心できる空間となっており、リビングスペース等くつろげる空間を確保するように努めている。

□子どもの年齢や発達状況にあった、空間や家具、生活機材が用意されている。

□必要に応じて、冷暖房設備を整備している。

□居室の清掃や補修など、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。

□防犯のためのオートロックや防犯カメラなどを設置している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方を改めて見直してみる必要があります。

○居住空間は、安心してくつろげる場であると共に、プライバシーに配慮された自分自身を保つ場としても重要です。

○また、清潔で、安全が確保されていること、損壊部分についての補修ができていることは、子どもたちの心の安定にとって重要です。

○個々の居室を決定する際には、子どもの特性や組み合わせに配慮して、安心できる生活の場となるように配慮することが必要です。

○児童福祉施設においては、不審者や外部からの不当な侵入者からの防犯のための設備を設置することが求められています。

（３）評価の留意点

○プライバシーが確保されるよう居室が個人的な空間となるように工夫されているかを確認します。

○子どもの私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備しているかを確認します。

○くつろげるリビングスペース、学習室、外遊びの空間など、目的にあった多様な場が用意されているかを確認します。

○トイレや洗浄便座、洗面所、風呂等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮しているかを確認します。

○施設全体が清潔に保たれ、補修や安全管理などが適切に行われているかを確認します。

○子どもの安全を確保するために、死角となる場所やや空き室の管理などへの配慮ができているかを、確認します。

○施設の防犯などの日頃の取り組みについて確認します。

Ａ⑬　Ａ－２－（３）－②　発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。ｂ）発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。ｃ）発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援はしていない。 |

評価の着眼点

□居室の整理・整頓、掃除の習慣や洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理などの生活習慣を身につけられるよう支援している。

□戸締り、施錠の習慣や、電灯、エアコンなどの操作を身につけられるように支援している。

□自分の部屋や共有空間についての様々な工夫について子どもの意見を取り入れている。

□掃除機や洗濯機、ドライヤーや電気髭剃り等の生活に関わる機器の使用に配慮している。

□建物・設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、発達段階や課題に応じた居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援について具体的な取組を通して評価します。

（２）趣旨・解説

○自分の部屋を清潔に保ち、整理整頓することは、自分を大切にし、自分らしさを保つと共に自分の生活を自らのコントロールのもとに行う力を養うことにつながります。また、小さな補修や改善の工夫を職員と共に行うことは、自尊感情や主体性への働きかけともなるとも考えられます。

○共有空間を清潔に保ち、大切に扱うことは、子どもたちがお互いを尊重し配慮することを醸成すると共に、自分も大切にされていると実感することにつながります。

○支援に当たっては、職員が子ども一人ひとりの発達状況等を正しく理解した上で、時間をかけて行うことが求められます。あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。

（３）評価の留意点

○居室の整理・整頓、掃除・ごみ処理の習慣を身につけられるよう支援しているか、日課などの書面や聞き取りなどから確認します。

○子どもの発達段階や課題にあわせて、戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援しているか、また電灯のスイッチやエアコンの操作、空気の入れ換えなど生活技術として必要な支援をしているか聞き取りなどから確認します。

○居室や共有空間の家具の配置や飾り付け、改善に向けた工夫などについて、できるだけ子どもたちの希望や意見を反映する努力をしているか聞き取りなどから確認します。

○居住空間など建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮しているか聞き取りなどから確認します。

Ａ－２－（４）　健康と安全

Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。ｂ）発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。ｃ）発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。 |

評価の着眼点

□子どもの発達段階や課題に応じて、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員が適切に把握している。

□洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。

□子どもが自分の体調について注意を払うように支援し、体調について相談しやすいように努めている。

□子どもの発達段階や課題に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。

□子どもの交通事故防止など、様々な危険から身を守るため、交通ルールや外出時の注意点、緊急時の対応の仕方等について日頃から子どもに教え、準備をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

（２）趣旨・解説

○被虐待の子どもは、自ら体の不調やけがなどについて、自ら訴えることを知らない、できない場合があります。自分の健康についての気づきや相談、訴えなどができるよう日常的に注意深く観察し、支援することが重要です。

○また、感染症の予防や拡大防止に向けた対応や事故防止に向けた対応について子どもと共に学習し、予防するための取り組むことが必要です。

○身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

（３）評価の留意点

○排泄等の体調管理や夜尿について、職員は適切に把握し、具体的な支援や対応を行っているかを確認します。マニュアルやチェック表などによる把握や支援、医療機関との連携などについても評価します。

○発達段階や課題に応じて洗面、歯磨き、入浴、うがいや手洗い、排泄の始末など自らを清潔に保つことについて、個人の日用品の確保や特性に合わせた支援がされているか、日課の中に組み込まれているかなどについて具体的に確認します。

○子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っているか、交通事故の防止や外出時の緊急対応など、自分を守るための具体的な方法について日頃から子どもと話し合い、ルールを教えているかを確認します。

Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。ｂ）一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。ｃ）一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。 |

評価の着眼点

□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。

□地域の医療機関との連携により、必要な受診に即応できる体制がある。

□健康上特別な配慮を要する子どもや服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。

□薬物の管理及び服薬の手順を施設として定めている。

□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。

□様々なアレルギーへの対応や、救命救急対策などについて組織的に行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○被虐待の子どもは、自ら体の不調やけがなどについて、気づかないことや痛みや傷つきに鈍感であったりします。自ら訴えることを知らない、できないことがあるのだとの認識のもと、日常的に注意深く観察し、早期対応することが必要です。

○継続的、定期的な健康状態や発育状態の管理、日常的な医療機関との連携や投薬管理が専門的に行われていること、可能な限り保護者等や子ども自身への説明や承認が行われていることが重要です。

○職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をする必要があります。また、ＡEDの設置と共に、その使い方や救急救命に関する研修が行われていることが必要です。

○職員は、緊急性の見極めやと同時に、体調を適切に訴えられない場合や手厚いかかわりや注目を望んでいる場合など、隠れたニーズにも対応できるよう普段から研修や検討をする必要があります。

（３）評価の留意点

○すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。

○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。

○服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。

○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。

○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。

○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

Ａ－２－（５）性に関する支援等

Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）性に関する支援等の機会を設けている。ｂ）性に関する支援等の機会を設けているが、十分ではない。ｃ）性に関する支援等の機会を設けていない。 |

評価の着眼点

□発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。

□性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。

□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。

□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。

□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組や、性をめぐる不適切行動の予防・早期対応の体制が取られているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設には、性虐待、性被害など不適切な性的扱いを受けた経験があったり、特に厳しい性情報に曝されたりした子どもたちが多く入所しています。中には性加害が問題となっている子どももいます。個々の子どもの状況に合わせて、性被害の悪影響に対する支援等を行い、適切な性の考え方への導きや不適切な性行動の予防・早期対応が重要です。

○自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として、年齢、発達段階や課題に応じて性についての支援をしていくことが求められます。児童心理治療施設には、性に関する課題を抱えた子どもが多く、より個別的な支援が必要です。

○実生活のうえでも、性加害や性被害を予防するために、人との距離や相手を尊重する人間関係や行動、プライベートに踏み込まない規範意識、年齢にふさわしい異性とのつき合い等についての日常的な配慮や支援が必要です。

○児童心理治療施設では、衝動のコントロールがうまくできず些細な身体接触が性的な衝動に結びついてしまう子どもや、他児からの誘いを断れずに不適切な関係に陥ってしまう子どもなどが多く、例えば、「腕一本離れる」というような、より細やかなルール作りなどが必要になります。

○性をめぐる不適切行動について、支配や暴力的側面が含まれていないかを見極め、適切な指導につなげることが必要です。

○日頃から職員の間でも性に関する支援等のあり方について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

（３）評価の留意点

○発達段階や課題に応じて性に関する支援等の基本的な考え方、方針が定められているか、聞き取りや書面などから確認します。

○性被害や性加害を経験した子どもなど、個々の状況、課題に合わせた支援が行われているかを記録などから確認します。

○性をめぐる不適切行動を予防するための生活のルール、配慮などを確認します。

○性をめぐる不適切行動を予防するために、ヒヤリハットの情報を活用するなど、陰での不適切行動をさせない、または早期対応するための工夫について書面などで評価します。特に、早期の職員の気づきや問題把握・早期対応の手順などについても具体的に確認します。

Ａ－２－（６）　学習支援、進路支援等

Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。ｂ）学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援しているが、十分ではない。ｃ）学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□常に子ども個々の学習に対する構え、学力を把握し、それらに応じた個別的な学習支援を行っている。

□施設の子どものための分級や分校などの学校教育が用意され、日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保され、個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。

□静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意したり、学習支援のため、ボランティアの協力を得るなどの配慮をしている。

□進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。

□学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応し、ケースカンファレンスには原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。

□退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、個々の子どもの学力、状況に合わせて学習支援が行われているか、学習環境の整備と個別学習支援などについて具体的な施設の取組、「最善の利益」にかなった進路の自己決定の支援の仕組み、学校と連携が取れるような仕組み（申し送りや連絡会など）、及び相互協力の観点から評価します。

（２）趣旨・解説

○学力は、社会適応を左右する重要なものです。将来の自立の可能性を広げるためにも、子どもたちの自己評価を上げるためにも、学習支援は大切な支援の一つです。

○児童心理治療施設には、軽度の知的障害のある子どもや、学習障害を疑われる子ども、持っている知的能力を十分に生かせない子どもが多く、入所前の学校生活で適応できなかった子どもが多くいます。また。新しいことやできないことに向かうことができない子どもも多く、先生に教えてもらうことをひどく嫌がる子どももいます。

○児童心理治療施設では、学校生活も治療的な経験になることを目指す治療教育を行っています。学習に向かえるように支援することから始めることが必要です。そのために、個別の特別支援ができる様々な機会が必要になります。

○児童心理治療施設の子どもたちは、治療的観点から特別に配慮された生活を送っています。学校生活をはじめとして、施設での生活と地域での生活では大きく異なります。進路選択にあたっては、学力面だけでなく生活でもうまく適応できるような進路を慎重に選び、進路決定後も決めた進路に向かって進めるようにフォローアップしていく必要があります。

○学校と施設の連携は不可欠で、治療目標と生活支援、学習支援の齟齬がないように、相互に補い合って支援できるようにする仕組みが必要です。

○子ども本人だけでなく、家族、児童相談所などが連携して支援していけるように、進路選択の段階から話し合っていく必要があります。

（３）評価の留意点

○児童心理治療施設では、施設の子どものための分級、分校など学校教育が用意され、個別な支援が行われていることが望まれます。学校教育のあり方や施設での個別学習支援などの取組を、授業参観や学校のカリキュラムなどから確認します。

○子どもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保することが、児童心理治療施設には求められます。個々の子どもに合った学習ができるように、施設の中で学習できるような部屋や時間が用意できるか、個別の学習支援の機会があるかなどを、聞き取りなどで確認します。

○進路に関しては、子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な時間と機会が必要になります。時間をかけた支援がなされているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。

○進路選択に必要な資料を収集し、必要に応じて保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。関係者と連携を取る仕組みがあるか、実際に行われているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。

○子どもの状況を相互に理解し合うために、申し送りやケースカンファレンスなどが十分に機能するように設定されているかを、会議一覧や会議、カンファレンスの記録などで確認します。

○学校で起きた問題について、協力して対応する仕組みになっているかを、職員への聞き取りなどで確認します。

○家庭復帰を目指す場合は、退所後に通う学校と前もって協議を行っているか、試験登校などの仕組みを用意しているかなどを、試験登校に関する書類や聞き取りなどで確認します。

Ａ－３　通所支援

Ａ－３－（１）　通所による支援

Ａ⑱　Ａ－３－（１）－①　施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。ｂ）生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っているが、十分ではない。ｃ）－ |

評価の着眼点

□様々な通所プログラムを策定し、子どもの自立支援を実施している。

□在宅の子どもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。

□在宅の子どもや家族の支援として通所支援を実施している。

□必要に応じて訪問による支援を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、在宅の子どもや家族の支援として、通所措置による支援の実施状況を評価します。

（２）趣旨・解説

○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要となります。施設によって通所による支援を行っている施設と、行っていない施設があります。

○通所は施設に通ってきて支援を受けるもので、地域の子どもたちへの心理支援が行えます。さらに、里親や児童養護施設に措置されている子どもの通所措置も可能になり、社会的養護の下で育つ子どもたちの支援もできます。また、通所による支援ができれば、入所前から退所後まで治療をつなげて行うことができ、入所していた子どもたちへの支援も充実します。このように在宅の子どもたちの支援に限らず、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが望まれます。

（３）評価の留意点

○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。

○本評価基準は、行っている場合はａ）を、行っているけれども十分でない場合にｂ）を判断基準として設定しています。現状では、実際に実施している場合を積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてａ）又はｂ）を、実際に実施していない場合は評価外とします。

Ａ－４　支援の継続性とアフターケア

Ａ－４－（１）　親子関係の再構築支援等

Ａ⑲　Ａ－４－（１）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。ｂ）施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を作って、家族関係の再構築に向けて支援しているが、十分ではない。ｃ）施設は家族との信頼関係をつくり、家族関係の再構築に向けて支援していない。 |

評価の着眼点

□施設の基本方針等に、家族への支援や家族療法等に関する基本的な考えや姿勢が示されている。

□個々の子どもに家族担当を設け、日常的な連絡や気軽な相談の窓口として活用できるよう案内し、子どもの日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を定期的に家族に伝えている。

□家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。

□子どもと家族の関係の再構築、家族再統合が可能となるように、児童相談所と協力して親子関係の修復や保護者等の養育力の向上のためのプログラムを継続的に実施している。

□子どもの家族との交流について、子どもの意思を尊重し、面会、外出、一時帰宅については、児童相談所等と協議し、個別性に配慮しながら、一定のルールや基準を定めて実施している。

□親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けて、家族支援の趣旨に沿った活用がなされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立し、家族への定期的な面接やカウンセリング、また、ペアレンティング指導や心理教育を行うなど、あらゆる側面からの支持・支援が、家族関係再統合に向けて家族支援計画をもとに行われていること、また、子どもと家族の関係づくりとその評価のために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○社会的養護は、様々な子どもと親の問題状況の解決や緩和を目指して、それらに的確に対応するため、児童相談所、里親、施設等の担い手が各々の専門性を発揮し、連携し合って、親とともに、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達・養育を保障していく包括的な取組です。

○平成28年の児童福祉法改正では、親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨が明確化され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第75条に児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。

○再構築とは、親子が安定した関係を保ち続けられるような適度な距離を見つけ維持するための支援をさします。具体的には一緒に暮らす再統合だけでなく、別に暮らしながら週末だけ家庭に外泊することで、関係を維持するようなスタイルも再構築にあたります。

○職員は、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に定期的に又は随時知らせる必要があります。家庭との関係調整には、家庭支援専門相談員の活用が重要です。

○家族は、子どもの協働養育者であるという視点に立つことが大切です。家族関係の調整のために、家族との信頼関係づくりが基本となります。

○また第78条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。

○取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

○家族関係の再構築に向けて、面会・外出・一時帰宅を積極的かつ効果的に行うことが重要となります。

（３）評価の留意点

○家族との信頼関係を構築するために、どのような具体的な努力がなされているかを（たとえば、電話連絡、面接や家庭訪問の実施状況等について）を確認します。

○施設として、面会、外出、一時帰宅の実施に関する取り決め（規程）があるか。また、その際の子どもの様子や家族の関係などは、どのように把握しているのかを記録の上で確認します。面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子ども、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうかを書面などから確認します。

○面会、外出、一時帰宅後、家族からの聴取と、子どもの様子を注意深く観察して、その効果や弊害について評価するとともに、家族からの不適切なかかわりの有無についても注意を払っているかを確認します。

○学校と家族とが、授業参観や期末面談等で直接接触する機会の有無について確認します。

○家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもに対する具体的な対応について確認します。

Ａ⑳　Ａ－４－（１）－②　子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が積極的に行われている。ｂ）子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われているが、十分ではない。ｃ）子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われていない。 |

評価の着眼点

□通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。

□退所後何年経っても施設に相談できることを伝えている。

□退所者の状況の把握に努め、記録している。

□地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○アフターケアは、施設の業務であり、退所後何年経っても行っていくことになっています。本評価基準では、退所後の支援が、通所機能や外来機能などを利用して、適切に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望まれます。

○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。

○施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。

○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報共有することも必要です。

（３）評価の留意点

○アフターケアの仕組みがどうなっているか、実際にされているかを、退所後の支援に関する書類や支援記録などから確認します。